

加工食品の自主的表示等の 状況調査について

平成28年6月13日
農林水産省

1. 調査方法等の概要

- 調査日 平成28年5月18日（水）
- 調査場所 総合スーパー 1店舗
（埼玉県内大手スーパー）
- 調査方法 農林水産省及び消費者庁の職員（8名）が、店頭で陳列販売されている商品について実際に調査。

- 調査対象商品

調査当日に当該店舗店頭で陳列販売されている加工食品（酒類、輸入品及びいわゆるインスタ加工品を除く）

- 調査内容

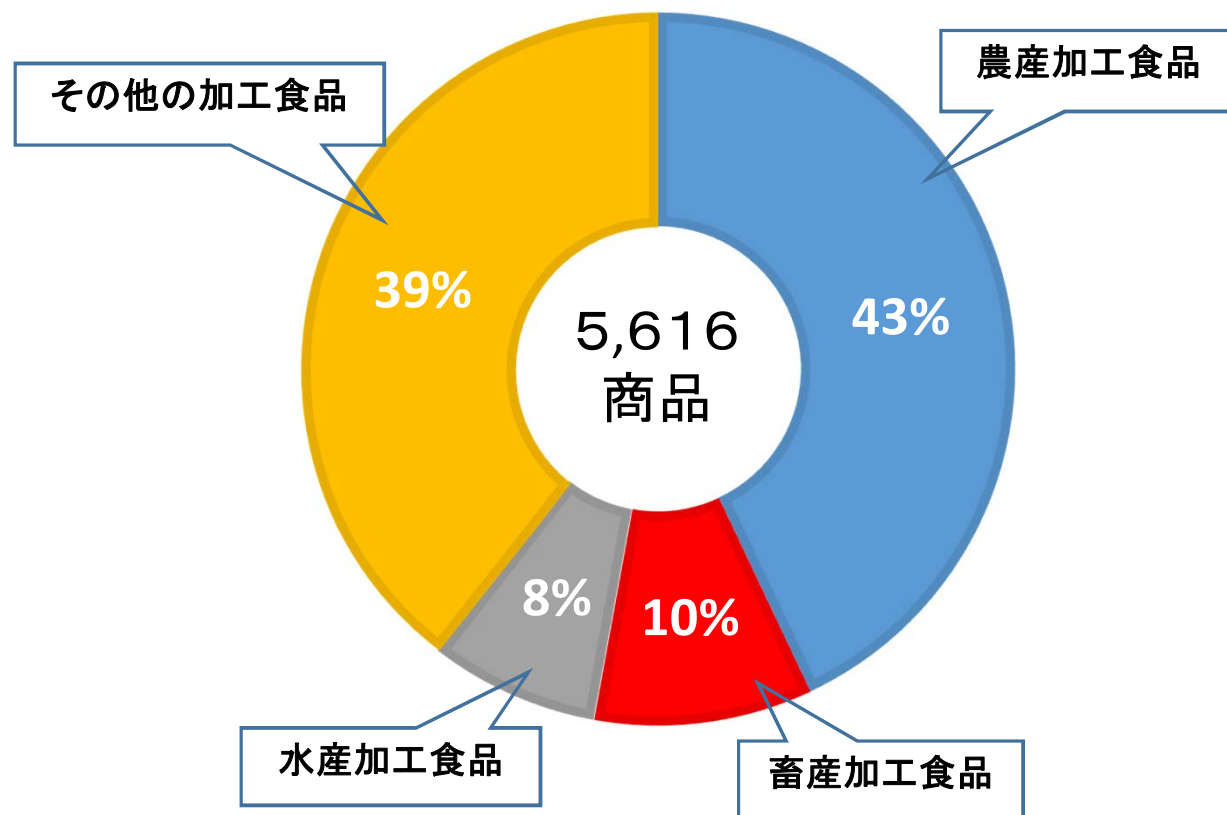
原料原産地の表示がされている加工食品の割合やその表示内容

※調査対象が1店舗であるため、店舗の規模や立地場所等によって、商品の品揃え等の傾向が異なる可能性があることに留意が必要。

2. 調査結果の概要

(1) 調査対象商品の内訳

調査対象品目内訳



- 加工食品のうち、酒類、輸入品及びいわゆるインスタ加工品を除き、農産加工食品、水産加工食品、畜産加工食品、その他の加工食品ごと※に商品数をカウント

※食品表示基準の別表第1に基づき分類(詳細は次ページ参照)

【結果】

全対象商品5,616商品のうち、農産加工食品は43%、畜産加工食品は10%、水産加工食品は8%、その他の加工食品は39%であった。

《食品表示基準 別表第1》

食品表示基準 別表第1の1～25を、以下のとおり、農産加工食品、畜産加工食品、水産加工食品、その他の加工食品に分類して整理した。

農産加工食品

- 1 麦類
- 2 粉類
- 3 でん粉
- 4 野菜加工品
- 5 果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
- 7 香辛料
- 8 めん・パン類
- 9 穀類加工品
- 10 菓子類
- 11 豆類の調製品
- 12 砂糖類
- 13 その他の農産加工食品

畜産加工食品

- 14 食肉製品
- 15 酪農製品
- 16 加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品

水産加工食品

- 18 加工魚介類
- 19 加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品

その他の加工食品

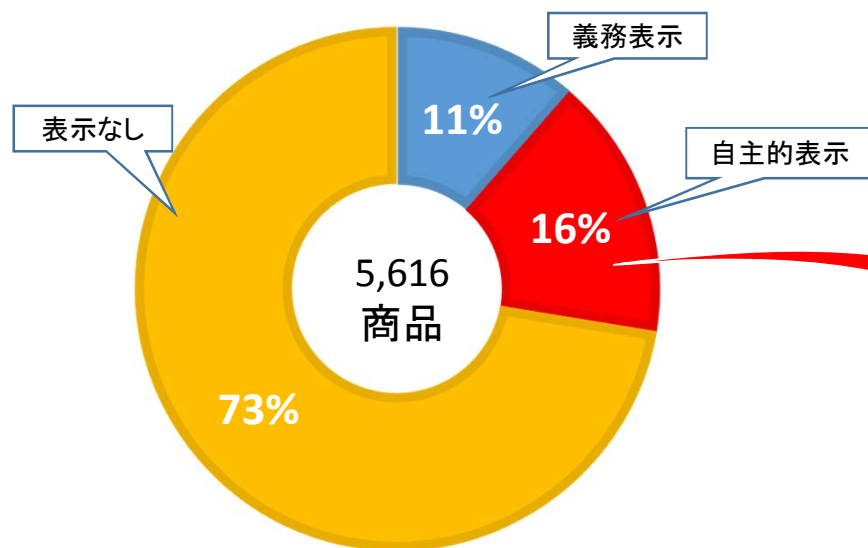
- 21 調味料及びスープ
- 22 食用油脂
- 23 調理食品
- 24 その他の加工食品
- 25 飲料等

食品表示基準 別表第1（詳細）

- 1 麦類 精麦
- 2 粉類 米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉 小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品 野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品 果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品 茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料 ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉ずく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類 めん類、パン類
- 9 穀類加工品 アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類 ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品 あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品
- 12 砂糖類 砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工食品 こんにゃく、その他1から12までに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品 加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品 牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品 鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品 蜂蜜、その他14から16までに分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類 こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品 18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ 食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂 食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品 調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品 イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23までに分類されない加工食品
- 25 飲料等 飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

(2) 原料原産地の表示状況

対象商品に占める義務表示対象商品、自主的表示商品の割合



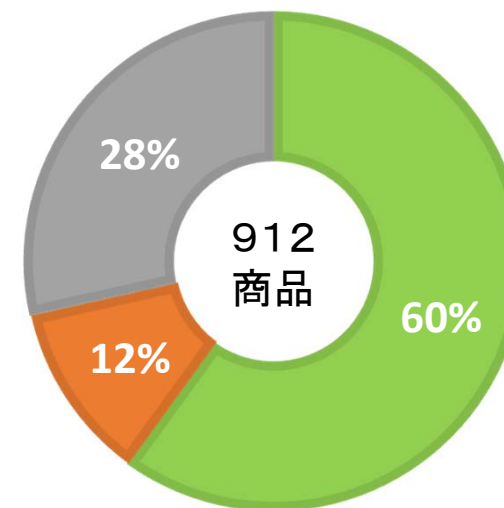
・義務表示対象の商品及び自主的表示されている商品の割合を調査

【結果】義務表示対象の商品は全体の11%、自主的表示されている食品は全体の16%を占めた。

・ 自主的表示されている912商品について、それぞれ当該商品における重量順位を調査

【結果】1位の原材料のみに表示している商品が60%、1位に加えて1位以外の原材料について表示している商品が12%、1位以外の原材料のみに表示している商品が28%であった。

自主的表示されている原材料の重量順位

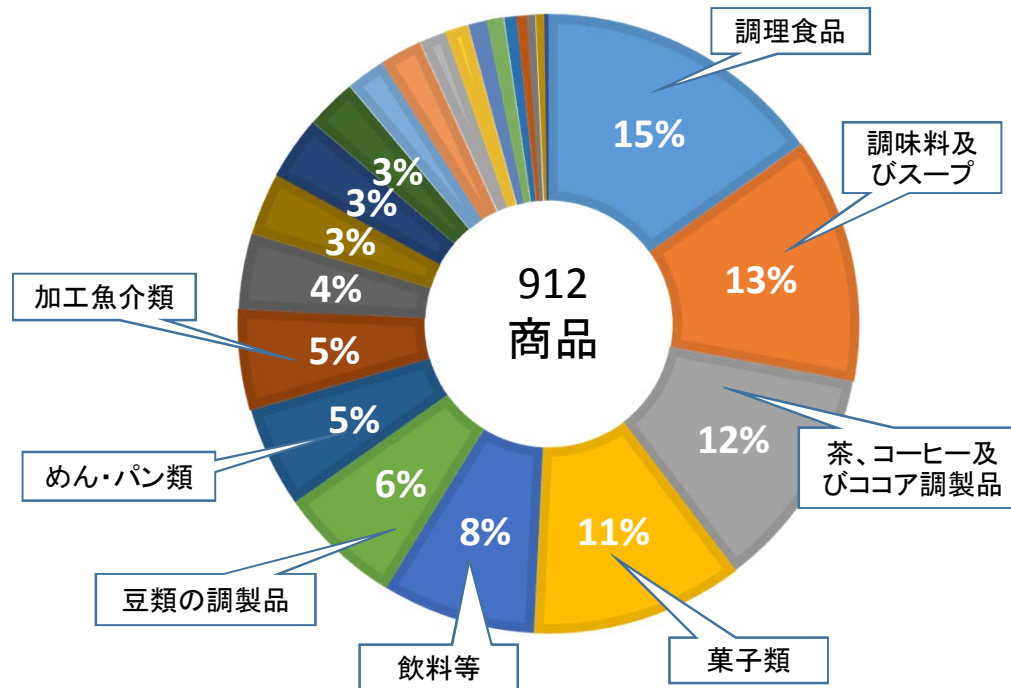


- 1位の原材料のみに表示している商品
- 1位の原材料+1位以外の原材料に表示している商品
- 1位以外の原材料のみに表示している商品

(3) 自主的表示されている商品

- 調理食品
- 調味料及びスープ
- 茶、コーヒー及びココアの調製品
- 菓子類
- 飲料等
- 豆類の調整品
- めん・パン類
- 加工魚介類
- 果実加工品
- 酪農製品
- 加工海藻類
- 野菜加工品
- その他の農産加工食品
- その他の加工食品
- 穀類加工品
- 食肉製品
- その他の水産加工食品
- 粉類
- その他の畜産加工食品
- 食用油脂
- 香辛料
- 砂糖類
- 加工卵製品

自主的表示されている食品の内訳



・自主的表示されている食品 (912商品) について、食品表示基準 別表第1に基づき分類の上、多いもの順に整理。

【結果】

全体に占める割合が多かったものは、

1位が調理食品 (15%)、
 2位が調味料及びスープ (13%)、
 3位が茶、コーヒー及びココアの調製品 (12%)、
 4位が菓子類 (11%)、
 5位が飲料等 (8%)
 であった。

(4) 自主的に表示されている原材料表示

自主的に表示されている件数が多かった原材料表示(上位10位)

	【 原材料表示 】	【 件数 】	【 商品例 】
1位	大豆	86	納豆、豆腐、豆乳
2位	コーヒー豆	74	レギュラーコーヒー
3位	昆布	50	つくだに、だし入り調味料、釜飯
4位	小麦	42	中華麺、うどん、醤油
5位	かつお節(だし)	41	めんつゆ、釜飯、そうざい
6位	米/玄米	34	酢、みそ、料理酒
7位	野菜	32	乳児用食品、ふりかけ、レトルトカレー
8位	水	29	清涼飲料
9位	生乳/牛乳	24	チーズ、冷凍ドリア・グラタン、菓子
9位	塩	24	菓子、味噌、トマトジュース

注)7位の野菜は原材料名として「野菜」と表示されていたものであり、個別品目名(例:「にんじん」、「たまねぎ」など)で表示されていたものは含まない。

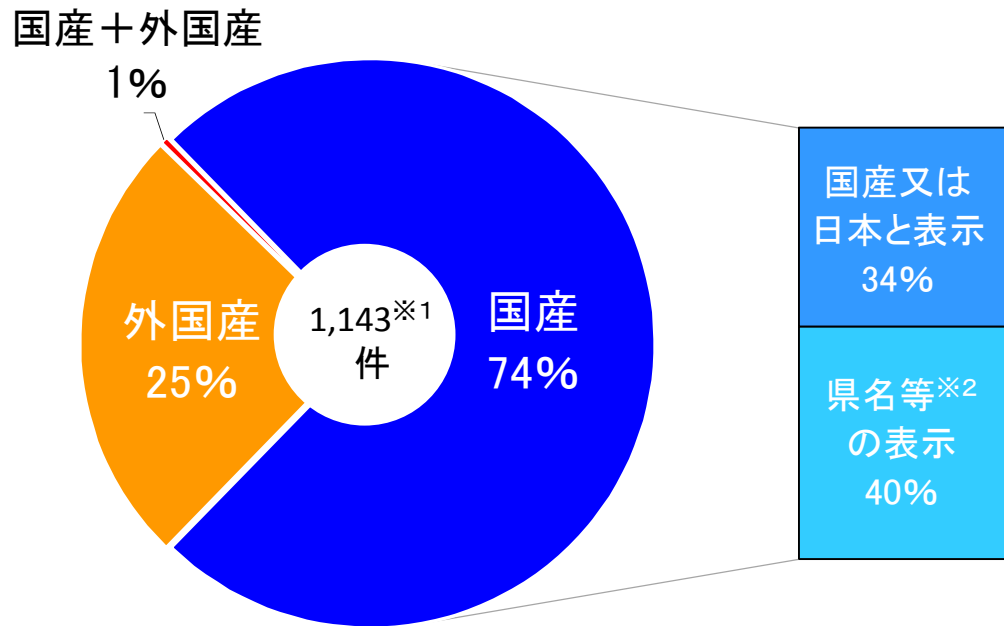
・原料原産地が自主的に表示されている原材料表示で、件数の多かったものから順に上位10位について整理。

【結果】

大豆、コーヒー豆、昆布などについて、原料原産地が表示されている件数が多かった。

(5) 自主的表示されている原産地

表示されている原産地の内訳



※1 一つの商品において複数の原材料に原産地の表示がされている場合は、原材料それぞれをカウントするため商品数912を上回る。ただし、一つの商品において4つ以上の原材料に原産地が表示されていた場合は、重量順位順に上位3つ目までを調査対象とした。

※2 「県名等の表示」には、都道府県名のほか国内の地域名等を含む。

・自主的表示されている原材料(1,143件)の原産地の内訳について調査

【結果】

・国産である旨を示す表示(国産、日本及び県名等の表示)が74%を占めた。

・産地の表示例

《国産》

キャベツ(国産)、りんご(国産)

《県名等の表示》

生乳(北海道産)、わかめ(島根県産)

《外国産表示》

ピーナッツ(中国産)、唐辛子(韓国産)

《国産＋外国産》

にんじん(アメリカ、ポーランド、日本)

ほうれんそう(ポーランド、日本)

平成28年3月
農林水産省・消費者庁

加工食品の原料原産地表示義務付け品目数について (試算)

1. 試算方法

- (1) 「日本標準商品分類(平成2年6月改訂)」(総務省)中、「大分類7-食料品、飲料及び製造たばこ」のうち、「加工食品」に当たる品目(①)を抽出
- (2) ①のうち、現在の原料原産地表示基準により義務付けられている(22食品群+4品目)に該当すると考えられる品目(②)を抽出
- (3) ②の①に対する割合を算出

2. 試算結果

	加工食品品目数 (①)	義務付け品目数 (②)	義務付け品目割合 (②/①)
	品目	品目	%
農産物 加工品	460	118	25.7
畜産物 加工品	78	2	2.6
水産物 加工品	336	117	34.8
その他	252	2	0.7
計	1,126	239	21.2

(注)「その他」は、総菜等の調理食品、調味料、飲料等。

3. 留意点

- (1) 日本標準商品分類(商品別に表示する場合の統計基準)に基づき試算したものであり、生産量や販売額等についての割合を示すものではない。
- (2) 実際の原産地表示の義務付けに当たっては、さらに「製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品」の要件が課されているが、それは考慮していない。

加工食品の原料原産地表示 義務付け割合 ～日本標準商品分類から～

(大分類:食料品、飲料及び製造たばこ)

中分類番号	小分類番号	分類	商品例	原料原産地表示が必要な加工食品の割合
1. 農産物加工品				25.7%
69	-	農産食品	小麦粉、でん粉、砂糖等	1/95
72	1	野菜加工品	野菜かん・びん詰、きのこ類加工品 等	91/139
72	2	果実加工品	果実かん・びん詰、果実飲料原料 等	11/67
72	3	茶、コーヒー及びココアの調整品	茶、コーヒー製品、ココア製品	7/26
72	4	香辛料	ブラックペッパー、シナモン 等	0/16
72	5	めん・パン類	めん類、パン類	0/20
72	6	穀物加工品	オートミール、パン粉、米加工品 等	1/9
72	7	菓子類	ビスケット類、生和菓子、洋生菓子 等	0/60
72	8	豆類の調整品	あん、煮豆 等	6/26
72	9	その他の農産加工食品	こんにゃく 等	1/2
合計				118/460
2. 畜産物加工品				2.6%
70	-	畜産食品	はちみつ	0/3
73	1	肉製品	加工肉製品、鳥獣肉冷凍食品 等	2/23
73	2	酪農製品	半製品、味付 等	0/40
73	3	加工卵製品	鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品	0/11
73	9	その他の畜産加工食品		0/1
合計				2/78
3. 水産物加工品				34.8%
74	1	加工魚介類	煮干魚介類、塩干魚介類 等	97/293
74	2	加工海藻類	こんぶ、のり加工品 等	20/42
74	9	その他の水産加工食品		0/1
合計				117/336
4. その他				0.7%
75	1	調味料及びスープ	食塩、みそ、食酢 等	0/41
75	3	調理食品	調理冷凍食品、チルド食品 等	1/112
75	9	他に分類されない食料品	イースト及びふくらし粉、粉末ジュース 等	0/15
76	1	アルコールを含まない飲料	飲料水、清涼飲料 等	1/54
76	2	アルコールを含む飲料(医療用を除く)	ビール、果実酒 等	0/28
76	3	氷	人造氷、天然氷	0/2
合計				2/252

総合計 239/1126

加工食品の原料原産地表示の義務付け割合

21.2%